

32.外来化学療法室における薬剤師外来件数（単位：件）
（説明・・・外来で化学療法（経口、皮下注のみ対象）を行っている方への薬剤師による指導件数です。）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	207	162	174	165	166	144	168	150	133	144	148	173
令和3年度	164	157	203	161	154	176	171	144	152	140	143	180
令和4年度	39	26	29	15	25	13	12	19	19	21	17	32
令和5年度	34	30	28	25	33	32	29	41	36	38	52	62
令和6年度	44	32	41	46	51	31	34	32	31	28	20	33
令和7年度	36	37	28	23	25	25	23	11	16	18	24	18
令和8年度	22	18	13	13	13							

※令和4年度診療報酬改定に伴い、これまで取得していた加算の一部(注射患者に対するがん患者指導管理料ハ) が、診療科（外来腫瘍化学療法診療科）に包括されるような型となりました。その為、算定件数自体が減少となっております。